（例４）

第○条　契約社員又はパートタイム労働者のうち次の要件を満たす者は、正社員登用試験を受験することができる。

1. 勤続満〇年以上であること
2. フルタイム勤務ができること
3. 正社員への転換を希望していること
4. 直近〇回の人事評価が、すべて〇以上であること
5. 直近上司の推薦があること

２　正社員登用試験の内容は以下の通りとする。

1. 一般常識に関する筆記試験
2. 業務に関連する知識を問う筆記試験
3. 役員による面接試験

３　転換時期は毎年４月１日とする。

（例５）

第○条　正社員への登用基準は、以下の通りとする。

1. 〇等級に通算で〇期以上在籍していること
2. 契約社員又はパートタイム労働者本人が正社員への登用を希望していること
3. 正社員採用と同様の面接・適性検査・筆記試験に合格すること
4. 直近２期の人事考課の総合評価が〇以上であること
5. 人事部長の推薦があること

２　転換時期は年１回とするほか、正社員の配置が必要となったときに随時実施する。

（例６）

第○条　正社員へ転換できる者は、以下の基準要件を満たす者とする。

1. 勤続〇年以上
2. 人事考課が直近２年間で〇以上
3. 〇〇（国家資格・公的資格）の有資格者であること
4. 所属長の推薦があること

２　申請はあくまで本人の希望で行うものとし、申請書を作成し、所属長に提出する。

３　本人からの申請書と所属長の推薦書に基づき、小論文と役員面接試験を実施し、社長が決定する。

４　転換時期は年１回とする。